

議案第 5 1 号

東郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

東郷町職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町職員の高齢者部分休業について定める必要があるからである。

東郷町職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（同条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東郷町職員の給与に関する条例（昭和35年東郷町条例第5号）第23条第2項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東郷町条例第1号）第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

附則(施行期日) 附則(経過措置)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(第1条の施行期日)

第1条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第2条の施行期日) 第2条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第3条の施行期日) 第3条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第4条の施行期日) 第4条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第5条の施行期日) 第5条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第6条の施行期日)

第6条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第7条の施行期日) 第7条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第8条の施行期日) 第8条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第9条の施行期日) 第9条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第10条の施行期日) 第10条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第11条の施行期日) 第11条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第12条の施行期日)

(第13条の施行期日)

第13条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第14条の施行期日) 第14条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第15条の施行期日) 第15条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第16条の施行期日) 第16条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第17条の施行期日)

第17条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第18条の施行期日) 第18条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

(第19条の施行期日) 第19条の施行期日は、令和5年4月1日とする。

議案の概要

1 制定理由

地方公務員法第26条の3の規定に基づき、東郷町職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定める必要があるからである。

2 主な制定内容

(1) 任命権者は、通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、必要とされる時間の高齢者部分休業を承認することができること。(第2条関係)

(2) 高齢者部分休業のため勤務しない場合には、給与を減額することとし、その減額する額を定めること。(第3条関係)

(3) 高齢者部分休業の承認の取消し及び休業時間の短縮について定めること。(第4条関係)

(4) 高齢者部分休業の休業時間の延長について定めること。(第5条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。